

# 育児・介護休業法 + α 第13回

## 事務所だより

第34号  
発行所  
藤田社会保険  
労務士事務所  
京都市伏見区

### まとまった休業が可能な介護休業制度

#### 介護の長期化を踏まえて

介護休業制度の休業期間は、対象家族一人につき、要介護状態になるごとに一回、通算九十日までの間で労働者が申し出た期間です。所定労働時間を短縮する制度や始業時刻や終業時刻の繰上げ・繰下げ等の所定労働時間の短縮措置等を利用する場合は、併せて通算九十三日となります。

事業主には、介護休業中の労働者に賃金を支払う義務はありません。そのため、介護休業中は無給となります。しかし、例えば就業規則に『介護休業期間中に基本給の二〇%を支払う』などと明記している場合は、有給となります。

無給になった、あるいは有給であっても相当額減額した場合は、公共職業安定所から支給される介護休業給付制度を活用しましょう。

#### 介護休暇制度の全事業所適用へ

介護休暇は、要介護状態の対象家族が、一人であれば年五日、二人以上であれば年一〇日を限度として介護のための休暇を取得することができます。ただし、常時百人以下の労働者を雇用する事業主には平成二十四年六月三〇日まで義務化が猶予されていますが、平成二十四年七月一日より適用されますので、休暇取得に際しての対応を事前に検討しておくとよいでしょう。

次回、就労への負担軽減を行う制度について掲載いたします。



#### 《チェックシート》

下記全部に☑がついた場合には、介護休業給付金受給申請をすることができます。

該当時に☑	項目
<input type="checkbox"/>	雇用保険の一般被保険者である
<input type="checkbox"/>	介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上、かつ12か月以上ある。
<input type="checkbox"/>	介護休業期間中の1か月ごとに、休業開始前の1か月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていない。
<input type="checkbox"/>	休業している日数が支給対象期間ごとに20日以上ある。
<input type="checkbox"/>	けがや病気、身体上もしくは精神上の障害で2週間以上、常時介護を必要とする状態にある家族(①と②)を介護するための休業である。 ① 配偶者(事実婚者を含む)、父母(養父母)、子(養子) 配偶者の父母(養父母) ② 同居しかつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫
<input type="checkbox"/>	休業期間の初日と終了日を明らかにして事業主に申し出て、実際に取得した休業である
<input type="checkbox"/>	同一家族について既受給分の介護休業給付金の支給日数が通算93日未満である。

「ねんきん」  
無料相談受付中

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

年金事務所や年金相談センターに  
行く時間が無い方  
遠くへ行けない方  
ぜひご利用下さい

二十四時間受付(※)  
しています

※受付のみとさせていただきます。  
回答は、受付日の翌々営業日となります。

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。  
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

#### メールでご相談の方

メールアドレス  
k-fujita@k-fujita-sr.com

#### FAXでご相談の方

FAX番号  
075 (571)8611

《健康保険・介護保険》

	健康保険料	介護保険料
現行 平成24年2月分（4月2日納付分）まで	9.50%	1.51%
変更分 平成24年3月分（5月1日納付分）より	9.98%	1.55%

※ 労働者と事業主で折半して負担  
 ※ 全国健康保険協会（協会けんぽ）京都支部の場合

保険料の変更について

Q まもなく、社会保険料が見直されると聞きました。どのように変更になるのでしょうか。

A 健康保険、介護保険、労働保険（労災保険・雇用保険）のそれぞれの料率が変わります。なお、労災保険料率は一部の事業で変更されますので、別添の資料で確認していただくと。

《雇用保険》

事業の種類	現行 平成24年3月31日まで	変更後 平成24年4月1日より
一般の事業	1.55% 労働者負担 0.6% 事業主負担 0.95	1.35% 労働者負担 0.5% 事業主負担 0.85%
農林水産・清酒製造業	1.75% 労働者負担 0.7% 事業主負担 1.05%	1.55% 労働者負担 0.6% 事業主負担 0.95%
建設業	1.85% 労働者負担 0.7% 事業主負担 1.15%	1.65% 労働者負担 0.6% 事業主負担 1.05%

倒産に伴う労働債権は？

賃金は支払ってもらえないの？！

勤務先が倒産等した場合でも、勤務先（使用者）には賃金を支払う義務がなくなるわけではありません。しかし、勤務先（使用者）に残財産が無い場合や乏しい場合には、未払いの賃金を請求しても「無い袖は振れぬ」ということになりかねません。

そこで、労働者の救済として国が未払賃金の一部を立て替える「未払賃金の立替払制度」があります。

立替払いを受けるには

次の要件を満たした場合、未払賃金の額等を破産管財人等の証明や労働基準監督署長の確認を受けて、独立行政法人労働者健康福祉機構に請求（※1）します。

- ① 勤務先が1年以上事業活動を行っていた。
  - ② 法律上の倒産・中小企業の事実上の倒産をした。
  - ③ ②の勤務先をすでに退職（※2）している。
- （※1）破産手続開始の決定等がな

された日又は監督署長による認定日から2年以内に行うこと。

（※2）倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の六ヵ月前の日から二年の間に退職していること。

立替払いにも限度額あり

立替払いの対象となる未払賃金は、退職日の六ヵ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来した定期的賃金と退職金で未払いのもので、賞与は含まれません。

なお、未払賃金の総額が二万円未満の場合は対象外です。立替払い額は未払賃金の総額の八割ですが、退職時の年齢に依りて八十八万円から二百九十六万円の範囲で上限が設けられています。

三月の労務手続  
「提出先・納付先」

一〇日（十二日期限）  
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」  
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）  
「労働基準監督署」

三十一日（四月二日期限）  
○健保・厚年保険料の納付  
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出  
「年金事務所」  
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出  
「公共職業安定所」

編集後記

「三寒四温」という言葉、本来は春先ではなく冬に用いるのだと、最近知りました。「五月晴れ」も同様ですが、使い方が本来の意味とは違っていてもあまり違和感のない言葉が増えていきます。言葉の乱れと言葉の変化は紙一重でしょうか。（きん）

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com

《労災保険料率》 ①:林業 ②:電気、ガス、水道又は熱供給の事業 ③:その他の事業

事業の種類 / 事業の種類		～H24.3.31	H24.4.1～	
①	林業	60/1,000	60/1,000	
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	32/1,000	20/1,000	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	41/1,000	40/1,000	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	87/1,000	88/1,000	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	30/1,000	19/1,000	
	原油又は天然ガス鉱業	6.5/1,000	5.5/1,000	
	採石業	70/1,000	58/1,000	
	その他の鉱業	24/1,000	25/1,000	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	103/1,000	89/1,000	
	道路新設事業	15/1,000	16/1,000	
	舗装工事業	11/1,000	10/1,000	
	鉄道又は軌道新設事業	18/1,000	17/1,000	
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	13/1,000	13/1,000	
	既設建築物設備工事業	14/1,000	15/1,000	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	9/1,000	7.5/1,000	
その他の建設事業	19/1,000	19/1,000		
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	6.5/1,000	6/1,000	
	たばこ等製造業	5.5/1,000	6/1,000	
	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5/1,000	4/1,000	
	木材又は木製品製造業	15/1,000	13/1,000	
	パルプ又は紙製造業	7/1,000	7.5/1,000	
	印刷又は製本業	4.5/1,000	3.5/1,000	
	化学工業	5/1,000	5/1,000	
	ガラス又はセメント製造業	7.5/1,000	7.5/1,000	
	コンクリート製造業	14/1,000	13/1,000	
	陶磁器製品製造業	18/1,000	19/1,000	
	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1,000	26/1,000	
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	7/1,000	6.5/1,000	
	非鉄金属精錬業	8.5/1,000	7/1,000	
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	7.5/1,000	7/1,000	
	鋳物業	19/1,000	17/1,000	
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	11/1,000	10/1,000	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	7.5/1,000	6.5/1,000	
	めつき業	6/1,000	7/1,000	
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	6.5/1,000	5.5/1,000	
	電気機械器具製造業	3.5/1,000	3/1,000	
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	5/1,000	4.5/1,000	
	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000	
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	3/1,000	2.5/1,000	
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4/1,000	4/1,000	
	その他の製造業	7.5/1,000	7/1,000	
	運輸業	交通運輸事業	5/1,000	4.5/1,000
		貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	11/1,000	9/1,000
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)		12/1,000	11/1,000	
港湾荷役業		17/1,000	16/1,000	
②	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3.5/1,000	3/1,000	
③	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1,000	12/1,000	
	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000	
	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7/1,000	6.5/1,000	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	3/1,000	2.5/1,000	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	4/1,000	3.5/1,000	
	金融業、保険業又は不動産業	3/1,000	2.5/1,000	
その他の各種事業	3/1,000	3/1,000		